○国土交通省告示第千四百五十七号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第百二十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年十二月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第一号の表平和島競走場の項中「百八十日」を「百八十六日」に改める。

○国土交通省告示第千四百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

城屋川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

京都府舞鶴市城屋

小字大谷　一九〇番七　五号及び六号

一九一番一　一号から四号まで、七号から三十二号まで及び三十四号から四十一号まで

一九一番二　四十二号及び四十三号

小字上地　八三九番一　三十三号

○国土交通省告示第千四百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中の沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を昭和十八年内務省告示第七百三号で指定した守門川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市牛野尾

字千葉　六三九番　一号

六四二番二　二号

一〇二番一　三号

一〇〇番　四号

一五四番一　五号

七六番　二十一号

七七番　二十二号から二十五号まで

九八番二　二十六号及び二十七号

六四六番一　二十八号

六八四番　二十九号

一三九番一　六号及び八号から十一号まで

字沢入

一三九番五　十二号

一三九番八　十三号

一二八番　十七号及び十八号

一一四番　十九号

一〇九番　二十号

字上ノ平　二〇五番　七号

二〇六番　十四号

二一四番　十五号及び十六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

目隠沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市牛野尾

字上ノ平　二七六番二地先水路敷　一号

二七六番二　二号から五号まで

二三三番　六号から十一号まで

二〇九番　十二号から十四号まで

二〇七番　十五号及び十六号

二一〇番一　十七号及び十八号

二一〇番二　十九号

一九九番　二十号から二十二号まで

一九七番地先水路敷　二十三号及び二十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

早水沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市早水

字亀田　三四九番一　一号

五一二番二　二号

五四一番一　三号

六二二番　四号

六三六番　五号

五三二番　六号

五二五番　七号及び八号

五二四番　九号及び十号

三四八番一　十一号から十七号まで

三四六番　十八号から二十号まで

三四二番　二十一号

三四一番　二十二号から二十四号

三四九番　二十五号から二十七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

カツラ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県三条市笠堀

字上ノ山　二二六番二　一号

二二六番一　二号から七号まで

二二六番三　八号及び九号

二二六番四　十号から十二号まで

二二六番五　十三号から十七号まで

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

葎谷（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第二百二十三号で指定した同号七に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県三条市葎谷

字浦ノ山　五〇〇番　一号及び二号

五〇二番乙　三号

五〇二番甲　四号及び五号

四九九番甲　六号

四九九番乙　七号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大門川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十九年建設省告示第六百六十一号で指定した同号一二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷大井平

一五三番一　一号

一四七番一　二号

一三六番一　三号及び四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を昭和四十九年建設省告示第六百六十一号で指定した同号一二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷大井平

一三三番一　五号及び六号

新潟県中魚沼郡津南町大字赤沢

一六八六番一　七号

一六八九番一　八号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

常楽寺川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市柿崎区岩手

字城山　一〇六四番　一号及び二号

一〇六三番　三号から六号まで

一〇六一番　七号

一〇五六番　八号

一〇五四番　九号から十一号まで

一〇五三番一　十二号及び十三号

字一ツ山　一〇五三番一　十二号及び十三号

○国土交通省告示第千四百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎